

令和 7 年 8 月 27 日

社会的養育推進計画の改定について

(こども家庭福祉課)

1 概要

静岡県及び浜松市と合同で、令和 2 年 3 月に「静岡県社会的養育推進計画」を策定し、施設や里親のもとで生活するこどもの養育環境の改善のため、家庭的養育優先原則に基づき、里親委託の推進及び児童養護施設等の小規模化、地域分散化を推進してきた。

令和 4 年 6 月には、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利擁護が図られた児童福祉を推進するため児童福祉法が改正された。内容としては

- ・一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置
- ・一時保護施設及び児童相談所によるこどもへの処遇や支援、環境改善に向けた設備及び運営に関する基準の設定
- ・虐待等により傷ついた親子関係の修復や再構築のための親子再統合支援事業の創設
- ・こどもの福祉に関し知識又は経験を有する意見表明等支援員が、こどもの意見又は意向を把握するとともに、児童相談所、関係機関との連絡調整等を行う意見表明等支援事業の創設 など

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障（養育環境の永続的解決）の理念に基づくケースマネジメントを徹底するよう大幅に改正された。そのため、計画についても令和 6 年度末までには全面的に見直すこととなった。

2 計画見直しの経過

令和 6 年 7 月 29 日（月）	第一回静岡県社会的養育推進計画検討会議
令和 6 年 10 月 15 日（火）	第二回静岡県社会的養育推進計画検討会議
令和 6 年 11 月 25 日（月）	第三回静岡県社会的養育推進計画検討会議
令和 6 年 12 月 25 日（水）	パブリックコメント実施
～令和 7 年 1 月 22 日（水）	
令和 7 年 2 月 17 日（月）	第四回静岡県社会的養育推進計画検討会議
令和 7 年 3 月	社会的養育推進計画改定

3 計画期間

令和 7 年度から 11 年度

4 計画の改定概要

資料 6－2 とおり

社会的養育：社会的養護より広く、社会が子どもの養育に対して保護者とともに責任を持つという考え方